

秋田市告示第229号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき指定した収納事務委託者から、告示事項変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年7月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった収納事務委託者の名称
株式会社アイモバイル
- 2 収納事務を委託した年月日
令和6年4月1日
- 3 収納事務を委託した歳入
秋田市ふるさと応援寄附金
- 4 変更があった事項
変更前 東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階
変更後 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
- 5 変更年月日
令和6年7月17日
- 6 変更理由
本社移転による